

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

(令和7年4月現在)

1. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを実施する事業所について

木津川市地域包括支援センター木津西

住 所 京都府木津川市相楽山松川42-2

電 話 0774-75-1294

F a x 0774-75-1295

職員体制	人数	業務内容
管理者	1名	介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する管理
保健師等	2名	介護予防支援（ケアプラン作成）・相談窓口
社会福祉士	1名	介護予防支援（ケアプラン作成）・相談窓口
主任介護支援専門員	2名	介護予防支援（ケアプラン作成）・相談窓口
事務職員	1名	請求業務等

2. 通常の事業実施地域

通常の事業実施地域は木津川市の相楽学区、相楽台学区、高の原学区、木津川台学区とする。

3. 業務対応時間

業務日は、月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から1月3日までを除く）

窓口開設時間は、午前8時30分から午後5時15分まで

4. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等の利用料金

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する費用については、原則として利用料の自己負担はありません。（全額介護保険により負担されます。）

ただし、保険料の滞納によりさらに自己負担が生じる場合があります。

5. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントのために居宅を訪問する場合の交通費の利用者負担

利用者の負担はありません。

6. 緊急時・事故発生時の対応

サービス提供中に緊急の対応が必要になった場合は、管理者に連絡するとともに迅速かつ適切に対応します。また、万が一何かの事故等が起こった場合は適切に対応します。

7. 入院時における医療機関との連携

利用者が入院した場合、入院先医療機関に担当職員の氏名及び連絡先の提供をお願いします。

8. 苦情・相談窓口

窓口	電話番号	所在地
木津川市地域包括支援センター木津西	0774-75-1294	京都府木津川市相楽山松川42番地2
木津川市役所健康福祉部高齢介護課	0774-75-1213	京都府木津川市木津南垣外110番地9
京都府国民健康保険団体連合会苦情相談窓口	075-354-9090	京都府京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地（COCON烏丸内）

9. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント 業務の流れと主な内容

主な流れ	流れと内容等の概略
①申込（相談）受付 ↓	①基本チェックリストによる該当者及び要支援と認定されて居宅サービスを希望される場合において、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を市に提出いただきます。
②ケアプラン原案作成 ↓	②利用者宅を訪問して、利用者、家族と相談し、ご希望や必要性等を勘案のうえ、「介護予防サービス・支援計画」の原案を作成します。（指定居宅介護支援事業者に②以降を委託する場合があります）。
③サービス担当者会議 ↓	③必要に応じて利用者及びその家族の参加を基本とし、サービス担当者会議を開催し、サービス事業者から専門的見地からの意見を得ます。医療サービスの利用の場合、利用者の同意を得て主治医又は歯科医師からも意見を得ます。また、障害福祉サービス利用の場合、指定特定相談支援事業者と連携を図ります。
④ケアプランの交付 ↓	④ケアプランは利用者の同意を得て、居宅サービス事業所等及び医療サービスの利用の場合は主治医等に交付します。
⑤サービスの利用 ↓	⑤利用者にあったサービスを説明し提供します。
⑥評価（モニタリング）	サービス利用時に把握した服薬状況と口腔機能等について、主治医、歯科医師、薬剤師に提供し連携を図ります。 ⑥利用者宅を訪問して、サービス提供後の状況の変化の確認をはじめ、ご希望及びご相談を受け、必要に応じて今後の「介護予防サービス・支援計画」の見直しを行います。

10. テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行う場合は、下記の通りの対応及び特徴となります。

(対応)

1. 利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
2. 実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
3. 6月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。

(特徴)

4. 移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
5. 訪問者を自宅に招き入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
6. 感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
7. 利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

尚、通常のモニタリング又はテレビ電話装置等を活用したモニタリングは、担当する職員と相談の上、選択できます。

11. 虐待の防止について

1. 事業所は、虐待の発生またはその再発防止を図るため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に係る責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：管理者 中野 ますみ

(2) 事業所の職員に対し、虐待防止のための研修会を実施します。

2. 事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村へ通報します。

12. 秘密保持

サービスを提供する上で知り得た利用者に関する秘密については在職中、並びに退職後においても正当な理由なく第三者に漏らしません。

また、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託した場合についても、介護支援専門員が利用者に関する秘密を在職中、並びに退職後においても、正当な理由なく第三者に漏らさないよう、必要な措置を講じます。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

説明者 事業所 木津川市地域包括支援センター木津西

氏 名 _____ 印

私は、契約書及び本書面に基づいて事業所より重要事項の説明を受け、サービスを受けること並びにその利用料を支払うことに同意し、本書面を受け取りました。

利用者 氏 名 _____ 印

代理人 氏 名 _____ 印